

(ご参考：7/8) 経済関係ニュースレター（在シアトル総領事館）

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

在シアトル日本国総領事館経済班です。

本ニュースレターでは、当地の日系企業・団体、レストラン関係者の皆さまを含む在留邦人の方々へ、当地経済や日米関係等のニュースを「経済関係ニュースレター」として配信するものです。今後の配信を希望されない場合は、件名に「ニュースレター配信解除」と記入の上、こちらまでメールを返送ください。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

在シアトル総領事館では別途、月2回の英語ニュースレター“From Japan to the Northwest”を配信しています。こちらでは日本に関する政治・外交等の情報や当館の活動などを発信しています。登録及び過去のアーカイブは[こちら](#)から。

都合により、来週はニュースレターの発行をお休みさせていただきます。

1. 経済再開、地域経済関連ニュース

(1) 米商務省、輸出管理の執行強化規則を発表、企業向けガイダンスも更新

米国商務省産業安全保障局 (BIS) は6月30日、輸出管理規則 (EAR) の執行を強化するための規則の変更を発表した。同局は、国家安全保障に深刻なリスクをもたらす違反に対する罰則を強化するとともに、リスクの低い案件は審査を迅速化するなどして、効果的な EAR の執行を目指すとしている。具体的な規則変更は次の4点。

- 1) 重い罰則の適用
- 2) 深刻度の低い違反に対する非金銭的和解手段の活用
- 3) 「違反を認めないが否定もしない」 和解手段の撤廃
- 4) 自主開示にデュアルトラックの手続きを用意

([7/4 付けジェトロビジネス短信記事](#))

(2) 米西海岸港湾の労働協約が7月1日に失効、労使は通常業務継続を表明

米国西海岸の港湾では、太平洋海事協会（PMA）と国際港湾倉庫労働者組合（ILWU）の労働協約が7月1日午後5時（太平洋標準時）をもって失効した。PMA と ILWU は失効当日に共同声明を発表し、「（現行の労働協約の）契約延長はしないが、PMA と ILWU が（新たな労働協約の）合意に達するまで、荷物は動き続け、港湾の通常業務は継続される」と表明しており、西海岸の港湾機能は引き続き維持される見通しだ。

労働協約は、契約期間中にストライキやロックアウト、作業停止を行うことを禁じているが、失効後はこれに縛られないため、新たな労使協約の締結に向けた労使交渉の行方次第では、ストライキなどに発展し、港湾機能が停滞することが懸念されていた。(4日付けジェトロビジネス短信記事)

(3) ユニバーシティ・ビレッジ周辺でアパートの建設ブーム

オープン・エアのショッピングモールを中心としたユニバーシティ・ビレッジ周辺では2,300の新たなユニットが加わるなど、アパートの建設ブームが起きている。近くにリンクライトレールの駅がないにも関わらず、近隣は急速に成長しており、アパートの建設に拍車をかけている。ユニバーシティ・ビレッジは大学生や教員、リタイア層に人気のエリアであるが、専門家は、手頃な住まいがない中、同地区が高い家賃を払える人しか利用ができなくなるのではないかと懸念している。(3日付けシアトルタイムズ記事)

(4) 一部のテナント 家賃引き上げへの支援

7月1日より、シアトル市内の賃貸物件の居住者で、収入がシアトル市における中央値の80パーセント以下で、年間10パーセント以上の賃貸料引き上げに直面している場合、移転の支援に申し込むことができる。また、シアトルの家主は賃貸料を引き上げる場合、6ヶ月前の通告をする必要がある。シアトル市議会は昨秋、賃貸料の上昇に対応するため、賃貸を支援する対策を通過させた。市内におけるワンベッドルームの家賃の中央値は現在1,667ドルであり、昨年から12パーセント、2019年から6パーセント上昇している。(移転の支援を受けるための市のウェブサイト：www.seattle.gov/rentinginseattle)

(1日付けシアトルタイムズ記事)

(5) その他、ジェトロビジネス短信記事より

- ・ 7/5 付け [コマツ、米大手エンジンメーカーとゼロエミッション技術開発で協業](#)
- ・ 6/30 付け [トヨタと米レッドウッド・マテリアルズ、EV バッテリーのリサイクルで協業](#)
- ・ 6/28 付け [サッポロビール、米クラフトビールのストーン・ブリューイングを買収へ](#)
- ・ 6/28 付け [米カリフォルニア州など西海岸 3 州知事、中絶権保護に関するコミットメント発表](#)
- ・ 6/27 付け [アジア太平洋の経済秩序の未来を議論、ジェトロ・米シンクタンクセミナー](#)

2. COVID-19 感染状況・ワクチン関連情報

(1) 州内の感染状況 ([ワシントン州保健局ウェブサイト](#)より)

感染数 (10 万人当たり)	248.7 (高い) (6/21~6/25 の 7 日間平均。前々週比+21)
新規入院者数 (10 万人当たり)	9.6 (6/23~6/29 の 7 日間平均。前々週比+2.4)
死亡数 (10 万人当たり)	0.76 (前々週比+0.15)
新型コロナウイルス患者の病床占有率	11% (相当程度) **

* 10 万人当たりの感染数が 0~9.99 の場合「低い」、10~49.99 の場合は「中程度」、50~99.99 の場合は「相当程度」、100 以上の場合は「高い」と分類されている

** 病院占有率が 5%未満の場合「低い」、5%以上 10%未満の場合は「中程度」、10%以上 15%未満の場合は「相当程度」、15%以上の場合は「高い」と分類されている

(参考) キング郡の感染状況 (キング郡ウェブサイト ([COVID-19 コミュニティレベル](#)、[COVID-19 ダッシュボード](#))より)

感染数 (10 万人当たり)	329.1 (6/26~7/2 の 7 日間平均。前々週比+16.3)
入院数 (10 万人当たり)	5.5 (6/25~7/1 の 7 日間平均。前々週比+1)
死亡数 (10 万人当たり)	1.5 (過去 14 日平均。前々週比+0.2)
新型コロナウイルス成人患者の病床占有率	7.7% (6/29~7/5 の 7 日間平均。前々週比-0.5%)
新型コロナウイルスコミュニティレベル***	中程度

*** CDC のガイドラインに基づく分類。新規感染数と病床占有率のデータを基に、「低い」「中程度」「高い」の3つに分類される

(2) ワシントンの6つの郡 マスク着用の再推奨

CDCによると、ルイス郡、パシフィック郡、サーストン郡、グレイズハーバー郡、ガーフィールド郡、スポケーン郡においては公共の屋内施設や公共交通機関において再びマスクを着用することが推奨されている。上記の郡は新型コロナウイルスコミュニティレベルが「高い」とされており、過去7日間において10万人あたり200件以上の新規感染もしくは20件以上の入院が確認されている。報道によると、パシフィック郡では10万人あたり418件の、スポケーン郡では207件の新規件数となっている。CDCは、深刻な病気のリスクがある人に対し、他者と6フィート以上の距離を取る、人混みや換気がよくない場所を避ける、頻繁に手洗いをするなど、マスク着用以外の慎重な対応を取ることを勧めている ([2日付けシアトルタイムズ記事](#))

(3) キング郡保健当局 サル痘の広がりを確認

水曜朝、キング郡保健局はサル痘が同郡の住民の間でも広がっていると発表した。5月末にワシントン州内での最初の感染例がキング郡で確認されてから1ヶ月余りが経つが、今週時点で、同郡は9件の感染例を確認している。同郡における最近の感染例では感染したとされる期間に旅行をしていない住民も確認されており、郡内での感染の可能性が高い。同局は新たな発疹ができた場合は医療機関への受診を強く勧めている。サル痘は主として患者からの大きな飛沫や体液などの近い接触を通じて感染し、新型コロナウイルスと異なり、距離のある空気感染は生じないとされている。 ([6日付けシアトルタイムズ記事](#))

(4) 米FDA、オミクロン株新派生型に有効な改良ワクチン開発を製薬企業に要請

米国食品医薬品局 (FDA) は6月30日、諮問委員会の28日の新型コロナウイルス用ワクチンに関する討論を経て、2022年秋から追加接種として使用する新型コロナワクチンのオミクロン株に対抗する要素を含めることを推奨すると投票した委員が圧倒的多数を占めたと発表された。FDAは、科学的実証を基にワクチンメーカーに対して、既存のワクチンを同年秋からの追加接種用に改良し、オミクロン株の新派生型「BA.4」と「BA.5」に有効な改良版を開発していくよう要請したとしている。 ([1日付けジェットロビジネス短信記事](#))

3. 当館からのお知らせ

(1) 安倍晋三元総理の御逝去に際する弔問記帳のご案内

安倍晋三元総理の御逝去を受けて、当総領事館において、以下のとおり弔問記帳を受け付けますので、ご案内いたします。

7月11日（月）及び12日（火） 10:00～12:00及び13:00～16:00

場所 在シアトル日本国総領事館10階ホール（701 Pike Street, Suite 1000, Seattle）

ご来館に際して、予約の必要はありません。また、マスクの着用をお願いいたします。

当館ウェブサイト：<https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/files/100368460.pdf>

（2）ワシントン州商務局、オリック法律事務所、スワン・ベンチャー・グループ主催 第19回ジャパン・シアトル“オンライン”AIミートアップの開催

ワシントン州政府、Orrick、SWANは第19回Japan Seattle AI Innovation Meetupを今回もZoom Webinar形式で開催します。このミートアップは、シアトルエリアの最先端スタートアップと日本企業の関係者の皆様と繋ぐもので、その成果としてシアトルのスタートアップ9社及び中堅・大手3社が日本に拠点を開設するなど数々の提携事例を誇るミートアップです。2020年より第15回以降をそのオンラインとし、各1時間で2日間にわたり10社の最先端スタートアップによるピッチをライブでお送りします。

【日時】 7月26日及び27日いずれも17:00～18:00（PDT）

【開催形式】 Zoom オンライン形式

【参加費】 無料 ※事前申込が必要

【登録申込】 [こちら](#)から

※各講演は基本的に英語ですが、スタートアップのピッチ毎の解説などで一部日本語を交えます。通訳はありません。

（3）Kids Code Club 主催 英語で学ぶコンピュータサイエンス講座

いまや世界中で実施されているコンピュータサイエンス教育ですが、コンピュータやプログラミング関連の一次情報は英語であることも多く、日本語に訳すことで却って分かりづらくなったり、学び続ける過程で必ず英語の学習が必要になるという、日本独自の課題があります。

そこで、コンピュータや英語について正しく理解することを目的とせず、「コンピュータについて英語で学ぶ」という普段はできない体験を、子どもたちの心に「楽しかった思い出」として残してもらうこと、そして、国内外の子どもたちとInternetで繋がることで、「物理的な距離は克服できる」と体感してもらうことをこの取り組みの目的として、英語でコンピュータの基礎を学ぶ「英語で学ぶコンピュータサイエンス（CS in English）」プロジェクトが、シアトルと日本の非営利団体や企業・学校・地域のボランティアの協働により実施されています。

現在、Season 5 第2回の参加者を募集しています。

【開催日時】 7月16日（土）17:30～19:00

【参加費】 無料 ※事前の申し込みが必要

【参加方法】 オンライン（Zoom）

【対象】 小・中学生（10歳～15歳ぐらいまで）※内容は小中学生向けですが、高校生も参加可

【定員】 120名 ※定員を超えた場合は抽選

【必要なもの】 インターネットに接続されたコンピュータ（Zoomのインストールが必要）

【詳細・申し込み】 [こちらから](#)

（参考：在シアトル日本国総領事館）

- ・ [新型コロナウイルス関連情報](#)（全般的な情報）
- ・ [日本へ入国・帰国するすべての方へ～日本の水際対策措置～](#)（6月8日更新）
- ・ [2022年経済再開・新型コロナウイルス関係情報](#)（3月1日更新）
- ・ [新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#)（12月15日更新）
- ・ [州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)

（注意点）

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

（免責）

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

（領事メールについて）

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届出でメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を

当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle
701 Pike Street, Suite 1000
Seattle, WA 98101
206-682-9107